

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月27日

【事業年度】 第18期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社東京一番フーズ

【英訳名】 TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 大地

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 管理部長 神原 伯典

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 管理部長 神原 伯典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	3,243,938	3,370,598	3,530,592	3,816,115	3,852,637
経常利益 (千円)	185,149	230,255	320,237	345,898	39,555
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	169,983	208,840	210,929	220,041	21,127
包括利益 (千円)	169,983	208,840	210,929	220,041	13,579
純資産額 (千円)	1,113,163	1,318,446	1,533,697	1,766,106	1,746,597
総資産額 (千円)	1,521,949	1,608,637	1,945,828	2,169,633	2,098,795
1株当たり純資産額 (円)	127.42	151.82	176.55	201.07	197.60
1株当たり当期純利益 金額 (円)	20.15	24.43	24.66	25.65	2.44
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	19.80	24.22	24.33	24.89	2.39
自己資本比率 (%)	71.6	80.7	77.6	80.1	81.6
自己資本利益率 (%)	17.0	17.5	15.0	13.5	1.2
株価収益率 (倍)	9.2	10.2	13.6	25.8	227.88
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	223,370	107,946	396,076	197,474	336,725
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,086	74,841	48,883	57,843	69,680
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	101,616	62,415	4,375	6,904	40,178
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	573,620	544,310	887,128	1,033,664	587,081
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	188 (138)	189 (123)	174 (132)	176 (145)	203 (125)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額もしくは1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月
売上高 (千円)	3,176,511	3,283,172	3,298,694	3,455,170	3,407,220
経常利益 (千円)	159,111	169,922	188,589	250,865	28,047
当期純利益 (千円)	144,131	161,435	133,405	154,910	10,985
資本金 (千円)	472,190	472,295	472,806	477,026	478,605
発行済株式総数 (株)	86,340	86,375	8,640,500	8,734,000	8,751,500
純資産額 (千円)	1,148,872	1,306,750	1,444,477	1,611,755	1,582,104
総資産額 (千円)	1,521,120	1,581,822	1,790,193	2,026,652	1,897,415
1株当たり純資産額 (円)	131.60	150.45	166.12	183.21	178.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	( )	5.00 ( )	5.00 ( )
1株当たり当期純利益 金額 (円)	17.08	18.88	15.60	18.06	1.27
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	16.79	18.72	15.39	17.53	1.24
自己資本比率 (%)	73.9	81.3	79.4	78.2	81.6
自己資本利益率 (%)	13.7	13.4	9.9	10.3	0.7
株価収益率 (倍)	10.8	13.2	21.5	36.6	438.25
配当性向 (%)				19.5	394.1
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	187 (137)	188 (122)	170 (130)	172 (143)	197 (124)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額もしくは1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定しております。

3. 従業員数には、連結子会社への出向者数は含まれておりません。

## 2 【沿革】

当社は、平成8年10月に、東京都新宿区歌舞伎町において当社代表取締役社長坂本大地が個人事業として「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」(注)を開業し、事業拡大に伴って平成10年に法人化して「有限会社東京一番フーズ」を設立したことにはじまっております。

(注)「泳ぎとらふぐ」とは、とらふぐを生きた状態で捌いてお客様に提供する当社の特徴を総称した造語であります。

有限会社東京一番フーズ設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成10年10月	東京都新宿区に(有)東京一番フーズを設立
平成12年9月	有限会社から株式会社に組織変更
平成12年11月	本社所在地を東京都新宿区から東京都渋谷区に移転
平成13年11月	横浜市中区に神奈川県1号店「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」関内店を出店
平成13年12月	魚類卸会社としてとらふぐ等を仕入れることを目的に(有)新宿活魚(現 連結子会社(株)長崎ファーム)を設立
平成14年5月	本社所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に移転
平成15年10月	東京都千代田区に「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」神田西口店を出店、10店舗となる
平成16年12月	(有)新宿活魚の出資持分の過半数を取得
平成17年9月	東京都豊島区に「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」池袋東口店を出店、20店舗となる
平成18年3月	(有)新宿活魚の出資持分の100%を取得
平成18年5月	本社所在地を東京都新宿区内で移転
平成18年8月	埼玉県蕨市に埼玉県1号店「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」蕨店を出店
平成18年9月	千葉県市川市に千葉県1号店「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」本八幡店を出店
〃	東京都目黒区に「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」中目黒店を出店、30店舗となる
平成18年12月	東京証券取引所マザーズに上場
平成19年9月	新たな業態の開発を目的として、横浜市中区に「贅沢鍋と泳ぎいか ちゃんこ浪花茶屋」を出店
平成20年11月	新たな業態の開発を目的として、東京都調布市に「割烹浪速茶屋」を出店
平成21年9月	新たな業態の拡大を目的として、横浜市中区の「贅沢鍋と泳ぎいか ちゃんこ浪花茶屋」を「ふぐよし総本店」に業態変換
平成21年11月	新たな業態の拡大を目的として、東京都調布市の「割烹浪花茶屋」を「おいしい寿司と活魚料理 魚の飯」に業態変換
平成22年3月	「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」学芸大学駅前店の売却により、50店舗となる
平成22年5月	養殖業への進出を目的として、(有)新宿活魚を(株)長崎ファームに組織変更及び商号変更
平成22年7月	「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」中目黒店の道路拡張に伴う収用により、49店舗となる
平成22年9月	「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」荻窪店の売却により、48店舗となる
平成22年10月	中食拡大を目的として、お取り寄せ(宅配)商品の販売を開始
平成23年2月	(株)長崎ファームが長崎県平戸市に養殖場を取得し、海面養殖事業に進出
平成23年4月	新たな業態の拡大を目的として、横浜市港北区の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」綱島店を「ふぐよし総本店」に、東京都港区の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」銀座別館店を「おいしい寿司と活魚料理 魚の飯」に、それぞれ業態変換
平成24年11月	中食拡大を目的として、お取り寄せ(宅配)メニューに「おせち」を投入
平成24年11月	東京都ふぐ規制緩和に対応した身欠きふぐ販売の拡大を目的として、(株)長崎ファームが、塩浜センター(東京都江東区)内にふぐ加工場を新設し、身欠きふぐの販売を開始
平成24年12月	中食拡大を目的として、全店にてお持ち帰りの販売を開始
平成26年11月	新たな業態の拡大を目的として、吉祥寺(東京都武蔵野市)に「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」と「うまい寿司と魚料理 魚王KUN I」の複合店舗を出店
平成27年5月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
平成27年8月	神奈川県川崎市の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」川崎駅前店1階を「うまい寿司と魚料理 魚王KUN I」川崎店に業態変更し、複合店舗として出店
平成28年5月	新たな業態の拡大を目的として、東京都江東区の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」亀戸店を「亀戸ふぐよし総本店」に業態変換
平成28年11月	米国ニューヨークに全額出資の子会社Ichiban Foods Inc.を設立

### 3 【事業の内容】

当社グループは「こだわりを持って日本の食文化を変えていく」という理念のもと、水産業において自社で生産・加工物流・販売を一貫して手掛ける「6次産業化」による垂直統合的な事業展開を行っております。

「6次産業化」においては、生産である第1次産業から加工物流の第2次産業、そして飲食・卸売の第3次産業に至るすべてを一貫して行うことで当社グループの食材に対するこだわりを徹底することができ、中間流通コストをカットするだけでなく、トレーサビリティが徹底された安全安心な食材を提供することができます。また販売店舗の状況を常に把握することで、タイムリーな食材提供が可能となり、品質の良い食材をより鮮度の高い状態でお客様に提供することができます。

当社および当社の関係会社の事業の位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としており、その他に外販事業等を行っておりますが、売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、報告セグメントは飲食事業のみとなっております。

#### 飲食事業

当事業は株式会社東京一番フーズにおいて「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」「うまい寿司と活魚料理 魚の飯」「うまい寿司と魚料理 魚王KUN I」等のブランドを直営及びフランチャイズにて展開しており、株式会社長崎ファームにおいて主要食材である「とらふぐ」等の仕入を行っております。当社グループ全体として商品の品質やサービスにより付加価値を高め、顧客満足度を高める仕組みを追求しております。

当事業の具体的な特徴の第一は、自社養殖魚を活用することにより「6次産業化」モデルの一環として全てにおいて当社のこだわりが詰まった安全安心の商品を直接お客様に届けられる点にあります。また、中間流通コストを削減することで、お客様に高品質の商品をお値打ち価格で提供することができ、顧客満足度を高めることができます。

特徴の第二は、「素材の良さ」「手づくり感」にこだわり、全ての料理を店内で調理する店舗づくりを行っている点にあります。「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」では、水槽で泳いでいるふぐを店舗で捌いて提供するという新鮮さに最高級の国産とらふぐの品質の良さが相まって、多くのお客様にご来店いただいております。「うまい寿司と活魚料理 魚の飯」「うまい寿司と魚料理 魚王KUN I」においては、時期に応じて水槽にイカを泳がせ店内で調理することで、最高の鮮度で商品提供できることに加え、季節に応じて旬の食材を使用した鮮魚料理を提供することで、食材の活きの良さや瑞々しさを味わっていただくことを追求しております。

特徴の第三は、ふぐ調理師免許を保有する職人を多数抱えている点にあります。第二の特徴で挙げた手づくり感を重視するため、当社では職人を多数抱えることで、高品質の料理をすべての店舗で提供できる仕組みを追求しております。特に、ふぐ調理師免許がなければ「活きたとらふぐ」を店内で捌くことができないため、当社のふぐ調理師免許の保有者数は競合他社との差別化要因となっております。

食材・空間すべてにおいてこだわりを持ち、高コストパフォーマンスでお客様にご満足いただくことが、事業ポリシーであります。

当社グループにおける店舗展開の状況は、以下のとおりであります。

年度別出退店状況

	増加	減少(FC化を含む)	期末店舗数
第10期 (平成20年9月期)			50
第11期 (平成21年9月期)	1		51
第12期 (平成22年9月期)		3	48
第13期 (平成23年9月期)		2	46
第14期 (平成24年9月期)			46
第15期 (平成25年9月期)			46
第16期 (平成26年9月期)	1	2	45
第17期 (平成27年9月期)	3	1	47
第18期 (平成28年9月期)			47

- (注) 1. 第12期(平成22年9月期)の減少3店舗は「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」中目黒店の道路拡張に伴う収用と「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」学芸大学店・荻窪店の売却に伴う退店であります。
2. 第13期(平成23年9月期)の減少2店舗は「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」蕨店・国立店のFC化に伴う減少であります。
3. 第16期(平成26年9月期)の減少2店舗は「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」吉祥寺店及び「魚王KUN I」吉祥寺のテナントビル取り壊しに伴う退店であります。
4. 第17期(平成27年9月期)の減少1店舗は「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」南千住店のFC化に伴う減少であります。

都県別出店状況

(平成28年9月30日現在)

エリア	大型店 (101席以上)	中型店 (60席以上100席以下)	小型店 (59席以下)	合計
東京都(店舗数)	5	15	13	33
神奈川県(店舗数)	2	2	4	8
埼玉県(店舗数)		3	1	4
千葉県(店舗数)		1	1	2
合計(店舗数)	7	21	19	47

外販事業

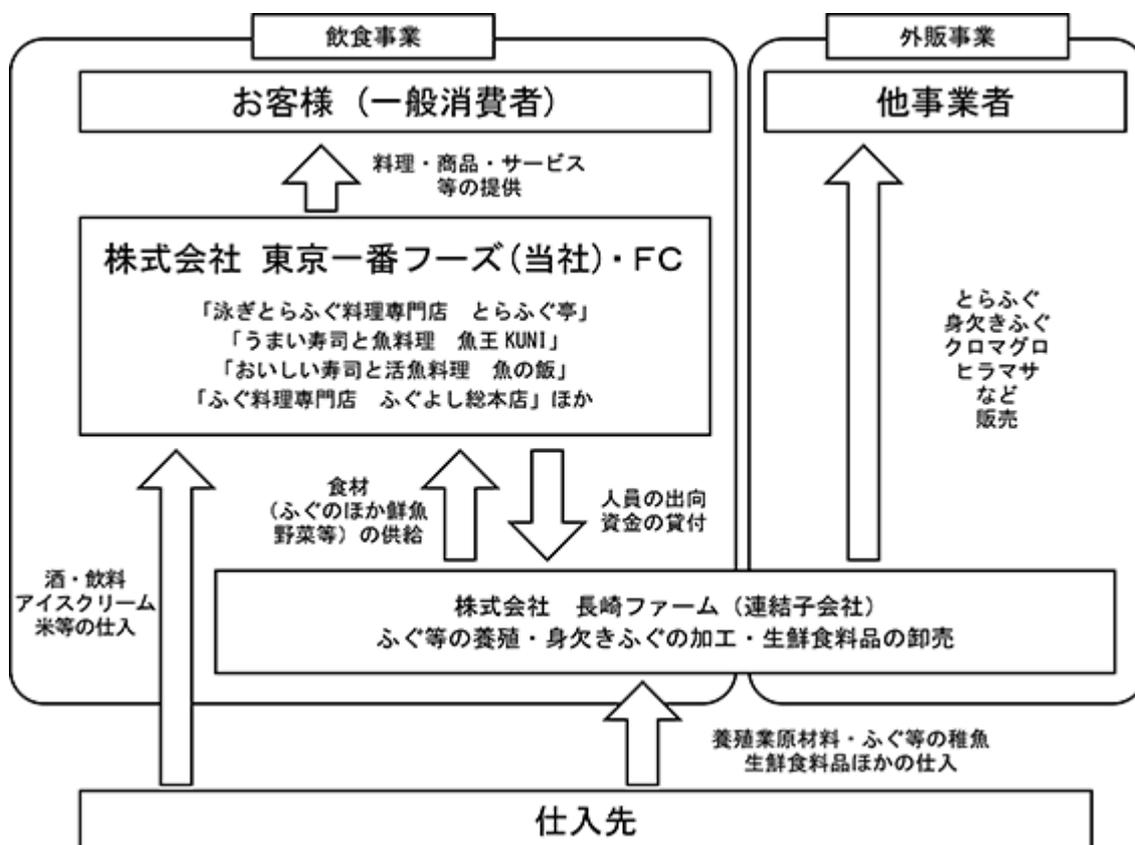
当社グループは外販事業セグメントとして株式会社長崎ファームにおいて自社養殖魚などの鮮魚を法人・個人向けに販売しております。当社グループは「6次産業化」の一環として生産から物流・加工までの一貫した体制を整えることで、物流コスト・鮮度・品質などの課題を解決していく最適なソリューションを構築しております。

具体的には平成23年に長崎県平戸市において養殖場を取得し、第1次産業としてとらふぐ・クロマグロ・ヒラマサ等の養殖を開始致しました。また、第2次産業として平成24年に東京都江東区に鮮魚加工場を設置し、主に身欠きふぐ（除毒済みのふぐ）の加工・販売を開始致しました。

当社グループは、外食企業として初めてクロマグロの養殖を行って「平戸本まぐろ 極海一番（きわみいちばん）」という名称でブランド化し、飲食事業における店舗等で主に販売しております。当社グループは、自社養殖場を持つ強みを活かして鮮度・品質の一貫したトレーサビリティを構築し、お客様に安全安心な食材の提供を可能としております。また、水揚げをコントロールすることにより新鮮かつ品質の高い商品をタイムリーに供給できるという強みがあります。

[ 事業系統図 ]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

平成28年9月30日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社長崎ファーム (注) 2, 3	東京都江東区	3,000	飲食事業及び 外販事業	100.0	当社のふぐの仕入れは全て同社から行 っております。 役員の兼任... 3名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 特定子会社に該当しております。  
3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
飲食事業	184 (121)
外販事業	6 ( 1)
全社(共通)	13 ( 3)
合計	203 (125)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の期中平均人員(1日7.5時間換算)を( )内に外数で記載しております。  
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。  
3. 従業員数が前連結会計年度末比で27名増加しておりますが、業容の拡大に伴い新規採用を増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
197 (124)	28.8	4.5	3,997

セグメントの名称	従業員数(人)
飲食事業	184 (121)
全社(共通)	13 ( 3)
合計	197 (124)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の期中平均人員(1日7.5時間換算)を( )内に外数で記載しております。なお、従業員数には、子会社への出向者(5名)は含まれておりません。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。  
4. 従業員数が前事業年度末比で25名増加しておりますが、業容の拡大に伴い新規採用を増加したことによるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、このところ弱さもみられますが、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。ただし、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあり、英国のEU離脱問題など海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されています。

外食産業においては、個人消費は総じて底堅い動きとなっているものの、消費者マインドの変化とともに、需給バランスの悪化による原材料価格の上昇、人手不足による人件費の増加など依然厳しい経営環境で推移しております。

こうした状況の中、当社グループは、総合水産企業として6次産業化を推進することで、他社との差別化を図ってまいりました。

上記に述べました環境下での事業展開の結果、当連結会計年度における業績につきましては、売上高38億52百万円（前期比1.0%増）、営業利益18百万円（前期比94.0%減）、経常利益39百万円（前期比88.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益21百万円（前期比90.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としており、その他に外販事業等を行っております。外販事業等の売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、報告セグメントは飲食事業のみとなっておりますが、投資判断に資するために記載しております。

#### 飲食事業

第3次産業（外食事業）においては、インバウンド需要の対応強化に取り組みました。具体的には、香港に拠点を置く中国の大手旅行会社 香港中国旅行社有限公司の100%子会社である香港中旅日本中国旅行社株式会社との業務提携、中国における外食専門情報誌大手である東方美食が主催する日本の飲食研究ツアーの定期的な受け入れ、ニューヨークのトップシェフに対するふぐをはじめとした和食における魚調理の技術研修、さらには、650名を超える団体ツアー客の一括受け入れなどを行ってまいりました。

加えて、主力業態の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の一部店舗でのランチ営業継続、その他様々な販促施策を講じることで業績向上に努めてまいりました。

一方、主要食材である「国産高級とらふぐ」の価格が高騰し、収益を圧迫しましたが、当社は、創業以来、「国産高級とらふぐ」をお客様に提供することにこだわりをもっていることから、こうした食材高騰の状況においても、お客様の満足を重視し、トレーサビリティの徹底された安心・安全な「国産高級とらふぐ」の提供にこだわりました。

以上の結果、当連結会計年度における飲食事業は、売上高34億32百万円（前期比1.4%減）となりました。

#### 外販事業

第2次産業（加工・物流・外販事業）においては、引き続き販路拡大により売上高が前年実績を上回りました。また、海外展開を睨み、一般社団法人日本外食ベンチャー海外展開推進協会（JAOF）と官民ファンドのクールジャパン機構等の共同出資プロジェクトであるシンガポール伊勢丹オーチャード店の「JAPAN FOOD TOWN」に出店する日本飲食店への水産物販売事業をスタートさせております。

第1次産業（養殖事業）においては、自社養殖クロマグロ「平戸本まぐろ極海一番（きわみいちばん）」の養殖事業が、引き続き順調に推移しました。また、株式会社食縁との取組みによる「近大生まれのブリ」・「米国販売向けのブリ」の養殖計画推進の一環として、三菱伸銅株式会社の魚網用銅合金線「UR30ST」を使用した生簀の実証実験に参画するなど、当社グループの養殖技術の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における外販事業は、売上高4億16百万円（前期比24.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は3億36百万円(前期は1億97百万円の獲得)となりました。主な要因は税金等調整前当期純利益39百万円、減価償却費33百万円、売上債権の増加額 1億41百万円、棚卸資産の増加額 1億45百万円、仕入債務の増加額33百万円及び法人税等の支払額1億27百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は69百万円(前期は57百万円の使用)となりました。主な要因は定期預金の払戻による収入30百万円、有形固定資産の取得による支出22百万円及び投資有価証券の取得による支出68百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は40百万円(前期は6百万円の獲得)となりました。主な要因は配当金の支払額42百万円によるものであります。

上記の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は前連結会計年度末に比べ4億46百万円減少し、5億87百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としております。外販事業等は売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、報告セグメントは飲食事業のみとなっておりますが、投資判断に資するために記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	前期比(%)
外販事業(千円)	49,967	24.4
合計(千円)	49,967	24.4

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 金額は、製造原価によっております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としております。外販事業等は売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、報告セグメントは飲食事業のみとなっておりますが、投資判断に資するために記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	前期比(%)
飲食事業(千円)	3,432,688	98.6
外販事業(千円)	416,249	124.5
その他(千円)	3,699	217.6
合計(千円)	3,852,637	101.0

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

#### (1) 食材の安全性の確保と情報発信について

昨今、食の安全性について様々な問題が取りざたされております。当社は従来より、自然の恵みである本物の食材をお客様にご提供することを最大のモットーとして掲げており、徹底的に食材にこだわっていきたくと考えております。そのモットーをより具体化するために、安全安心な食材を使用していることへの裏付けとして、主要食材である「国産高級とらふぐ」のトレーサビリティシステムを開発・運営してきております。

また、生産地との連携を強化して、新鮮かつ安全な食材を安定した価格で提供する購買ルートを独自に開発してきております。さらに、当社グループは生産地の養殖する活魚等を外販することによって生産地の活性化を支援し、推進してきております。

#### (2) 従業員の教育と人材の多様化について

当社のもう一つのモットーである「大切な人と過ごせる空間の演出」を更に効果的にするのが、店舗スタッフのきめ細かなサービスのご提供であると当社は考えております。またこれは同時に、リピーター顧客の獲得にも非常に重要なポイントを占めると考えております。

きめ細かなサービスをご提供するためには、スタッフ一人一人が当社のコンセプトである「食材・空間・サービスへのこだわり」を深く理解し、そのこだわりを持って「お客様をおもてなし」させていただく、ということを実践する必要があります。今後、店舗数の増加に伴い、店舗スタッフのサービスレベルを常に維持・向上させるべく、マニュアル化を効率的に進めてまいります。

また、当社は独立意欲のある社員に対して、独立教育プログラムを推進し、のれん分け制度を実施しており、今後、更なる人材育成を通じて、あらたなベンチャー企業家を輩出していくことを目指しております。

#### (3) 情報システムについて

当社では、経営の基盤としての情報システムに関し、販売業務、仕入業務、当社主要食材のとらふぐトレーサビリティシステムが確立されております。今後は、この仕組みをより積極的に活用し、店舗サービスの標準化とコストの適正化、又、食材管理、勤怠管理の仕組みなど、情報システムを基盤とする内部統制を全社関係各部署が一丸となって一層強化してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防または回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 販売について

売上高・利益水準の季節変動について

当社グループの主要事業である「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の店舗等、当社グループが営む事業の大半は業態や取扱品目の特性上、繁忙期に当たる上期と閑散期に当たる下期の売上高や利益の水準に極端な差異が認められます。当社グループの繁忙期と閑散期の売上高等の比率は下表のとおりであります。

当社グループといたしましては、閑散期の販売促進方法の確立、季節ごとのメニュー構成の再考などにより収益の向上を図ることで、年間を通じて安定した売上・利益を確保する考えであります。当該状況が継続する可能性があります。

	上期売上高 (10～3月)	上期営業利益 (10～3月)	下期売上高 (4～9月)	下期営業利益 (4～9月)	通期売上高 (10～9月)	通期営業利益 (10～9月)
平成26年9月期(千円)	2,365,382 (67.0%)	586,197	1,165,210 (33.0%)	288,824	3,530,592 (100.0%)	297,372
平成27年9月期(千円)	2,514,594 (65.9%)	627,362	1,301,521 (34.1%)	311,675	3,816,115 (100.0%)	315,686
平成28年9月期(千円)	2,603,057 (67.6%)	416,514	1,249,580 (32.4%)	397,585	3,852,637 (100.0%)	18,929

( )内は各期ごとの上・下期の売上割合を表わしております。

##### (2) 仕入について

主要食材の取引量確保について

当社グループは主要食材であるとらふぐについては、国産とらふぐのみを仕入れております。従いまして今後も国産とらふぐの安定した確保が重要となります。

当社グループは良質な国産とらふぐを調達するため、養殖事業への追加投資や生産段階からの情報交換等、計画的な仕入体制を取っております。また、とらふぐ及び本まぐろの養殖のみならず、生産地における活魚や本まぐろのグループ外への販売を実施して、生産者との連携を強化しております。

しかしながら、今後、何らかの要因により国産とらふぐの取引量が確保できない場合は、店舗での注文や身欠きふぐの注文に応じられない等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

主要食材の価格変動の影響について

当社グループの主要食材であるとらふぐの市場価格は需給関係により相場が変動しやすく、安定的な価格による調達が重要となります。国産養殖とらふぐの市場価格は、相場を下げる要因だった中国の大幅減産に伴う日本への輸出減により高騰する可能性があります。

当社グループは、養殖事業への追加投資や、仕入業者の拡大等により価格変動等のリスク分散を図っていく所存であります。

しかしながら、今後、何らかの要因により国産とらふぐの価格が大きく変動した場合、原価率が悪化すること等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

養殖事業について

当社グループは、国内において養殖事業を営んでおりますが、予防困難な魚病や自然災害等が発生した場合や、何らかの要因により漁業行使権契約が継続できなくなった場合には、養殖計画どおりに生産ができなくなる等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の事業体制について

短時間労働者（パートタイマー）等の雇用について

当社グループでは多数のパート・アルバイトを雇用しておりますが、今後の労働人口の減少などで適正な労働力を確保できなかった場合には、人員確保のための採用費用が増加すること等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、各種労働法令の改正等、あるいは厚生年金保険の加入資格の拡大等、パート・アルバイトの処遇に関連した法改正が行われた場合、人件費や管理費用負担が増加すること等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

特定地域に対する依存度について

当社グループは関東地区において飲食事業を行っております。将来、関東地区にて地震等の大規模災害が発生した際には、営業店舗及び加工場・配送センターの損傷等による修繕費用負担、営業日数・営業時間の減少や顧客行動の変化により、当社グループの経営成績、財政状態や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループでは店舗で行っている販促サービスとしての顧客情報と、お客様からのメールや電話等で取得した情報及び社員、パート・アルバイト等の個人情報を取り扱っております。

当該個人情報の管理は、取得時は利用目的をあらかじめ説明し、取得後にはデータの漏洩、滅失又は毀損が発生しないように万全を期しておりますが、何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償請求の発生や社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

店舗賃借物件への依存について

当社グループは、事務所や大部分の店舗を賃借しております。賃借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により、賃借契約を解約された場合には、営業の継続が困難になること等により、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸人に対して平成28年9月期末時点で総額3億40百万円の保証金を差し入れておりますが、その一部が倒産その他の賃貸人に生じた事由により回収できなくなる等により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

ふぐ調理師免許制度について

ふぐを食材として取り扱う場合、ふぐの毒に起因する食中毒を未然に防止し、食品の安全性を確保することを目的として、都道府県知事からのふぐ取扱所及びふぐ調理師免許の認証が必要となります。当社グループは、安全な食材提供を第一に考えると共に、今後の出店計画・出店地域を勘案して、従業員のふぐ調理師免許の取得・登録に注力しております。

しかしながら、今後、出店予定地域におけるふぐ調理師免許の保持者が不足した場合、予定した出店を行うことができず、当社グループの経営成績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

食品衛生法について

当社グループは飲食店として食品衛生法の規制を受けております。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、飲食店を営業するに当たっては、食品衛生管理者を置き、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県の許可を受けなければなりません。

また、営業店舗での食中毒の発生や、腐敗物の提供、未認証の添加物使用などの違反行為を行った場合には、所轄の保健所は、当該店舗における営業許可の取り消し、または当該店舗の営業の全部もしくは一部について期間を定めて営業停止を命じることがあります。

今後、当社グループ店舗にて、何らかの要因で食中毒等が発生した場合には、営業停止や当社グループへの評価の低下などにより、当社グループの経営成績や事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

ストック・オプションによる株価希薄化について

平成20年12月24日、平成24年12月25日、平成25年12月25日、平成26年12月26日及び平成27年12月25日開催の定時株主総会決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役、従業員及び社外協力者を対象に会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションを目的とした新株予約権の無償発行を行っております。平成28年9月期末現在、未行使のストック・オプションは株式数換算で638,000株(発行済株式総数に対して7.3%)あります。

今後も株主総会の承認が得られる範囲内において、このような新株予約権の付与を継続する方針ですが、ストック・オプションの行使がなされた場合には、当社株式価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、設立以来、適時な設備投資のための財務体質の強化及び人材の確保による競争力の向上を経営の重要課題として取り組んで参りました。即ち、顧客のニーズに基づいた適時な設備投資、人材採用のための内部留保の確保ひいては財務体質の強化に重点を置きつつ、経営成績及び財政状態を勘案しながら、成長に見合った配当を検討していく方針であります。

しかしながら、当社の業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

## (1) DFC（ダイレクトフランチャイズ）契約について

当社は、のれん分け制度を実施しており、当社と独立者との間にDFC（ダイレクトフランチャイズ）契約書を取り交わしております。その概要は次のとおりであります。

契約会社名	株式会社東京一番フーズ
相手先	FC店オーナー
契約の名称	ダイレクトフランチャイズ契約
契約締結日	平成22年10月1日 平成26年10月1日
契約の期間	7年（至平成29年9月30日） 10年（至平成36年9月30日） また、2年毎に本部代表取締役もしくは責任者と面接を行い、加盟店舗運営継続の意思を確認する。
契約内容の概要	当社が所有する商標・ロゴマーク等の使用許可、及び本部が統括し且つ本部が開発した「泳ぎとらふぐ料理専門店とらふぐ亭」の運営ノウハウをFC店オーナーに提供することを内容とし、その対価として、FC店オーナーは、当社にのれん代を支払う。

## (2) 漁業権行使契約について

当社の連結子会社である株式会社長崎ファームは、漁業協同組合と漁業権行使契約書を取り交わし、養殖を行っております。その概要は次の通りであります。

契約会社名	株式会社長崎ファーム
相手先	中野漁業協同組合
契約の名称	漁業権行使契約
契約締結日	平成27年2月1日
契約の期間	2年（至平成29年1月31日）但し、行使期間は当事者間で協議のうえ更新することができる。
契約内容の概要	株式会社長崎ファームが、漁業協同組合の所有する区画漁業権を行使することを内容とし、株式会社長崎ファームは、区画漁業権行使料を支払う。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態及び経営成績の分析・検討内容は、平成28年9月30日現在の連結財務諸表等に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき、重要な会計方針及び見積りによって作成されております。具体的には、「第5経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

### (2) 経営成績の分析

#### (売上高)

当連結会計年度の売上高は38億52百万円(前期比1.0%増)となりました。これは、インバウンド需要の対応強化、主力業態の「泳ぎとらふぐ料理専門店とらふぐ亭」の一部店舗でのランチ営業継続、その他様々な販促施策を講じることで業績向上に努めたものの、飲食事業の売上高は34億32百万円(前期比1.4%減)と伸び悩みましたが、積極的な販路拡大により外販事業の売上高が4億16百万円(前期比24.5%増)と増加したことによるものであります。

#### (営業利益)

当連結会計年度の営業利益は18百万円(前期比94.0%減)となりました。これは、主に主要食材である「国産高級とらふぐ」の価格が高騰したことによる売上原価の増加と人材投資に注力したことによる人件費の増加によるものであります。

なお、当連結会計年度の売上高営業利益率は0.5%(前期は8.3%)となりました。

#### (経常利益)

当連結会計年度の経常利益は39百万円(前期比88.6%減)となりました。これは、主に飲料メーカーからの協賛金収入が8百万円、受取保険金6百万円、受取家賃が3百万円あったことによるものであります。

#### (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は21百万円(前期比90.4%減)となりました。これは、主に法人税、住民税及び事業税が13百万円、法人税等調整額が4百万円あったことによるものであります。税金費用合計は18百万円で、税金等調整前当期純利益に対する負担率は46.0%です。

なお、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は2円44銭(前期は25円65銭)、自己資本利益率は1.2%(前期は13.5%)となりました。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は、13億6百万円（前年比8.7%減）となりました。主な要因は、現金及び預金の減少4億76百万円、売掛金の増加1億41百万円及び仕掛品の増加1億39百万円となります。

なお、当連結会計年度末の流動比率は384.2%（前期は371.1%）となりました。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は、7億92百万円（前年比7.4%増）となりました。主な要因は、工具、器具及び備品の増加28百万円、減価償却費の計上による有形固定資産の減少33百万円及び投資有価証券の取得による増加60百万円となります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は、3億40百万円（前年比11.9%減）となりました。主な要因は、買掛金の増加33百万円、未払金の増加40百万円及び未払法人税等の減少69百万円となります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は、12百万円（前年比31.3%減）となりました。主な要因は、長期前受収益の減少6百万円となります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、17億46百万円（前年比1.1%減）となりました。主な要因は、配当金支払による減少43百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益による増加21百万円となります。

なお、当連結会計年度末の自己資本比率は81.6%（前期は80.1%）となりました。

(4) 当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」の項に記載のとおりであります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度におきましては、有形固定資産39,061千円の設備投資を実施いたしました。その内訳は次のとおりです。(金額には消費税等を含めておりません。)

設備投資の内容	設備投資金額
養殖場設備	16,562千円
店舗設備	21,098千円
ふぐ加工場設備	1,400千円
合計	39,061千円

また、所要資金は、自己資金を中心にしてまかなっております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成28年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備	1,238	35	909		2,183	13 (3)
福利厚生施設 (東京都新宿区)	全社	大久保独身寮他	40,616		14	143,982 (307)	184,612	
東京都内店舗 - 33店 (東京都新宿区他)	飲食事業	店舗設備	77,481		13,841		91,322	150 (85)
神奈川県内店舗 - 8店 (神奈川県横浜市中区他)	飲食事業	店舗設備	11,549		4,814		16,363	26 (23)
埼玉県内店舗 - 4店 (埼玉県さいたま市 大宮区他)	飲食事業	店舗設備	5,236		401		5,638	5 (9)
千葉県内店舗 - 2店 (千葉縣市川市他)	飲食事業	店舗設備						3 (4)
合計			136,122	35	19,981	143,982 (307)	300,120	197 (124)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数の( )には臨時従業員数を外書しております。  
3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃料(千円)
店舗	飲食事業	店舗建物	392,611
本社 (東京都新宿区)	全社	本社事務所	10,453

## (2) 国内子会社

平成28年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
				建物	車両 運搬具	工具、器 具 及び備品	船舶	土地 (面積㎡)		合計
(株)長崎ファーム	集配センター (東京都 江東区)	飲食事業 及び 外販事業	水槽他設備 一式	14,901	62	6,182			21,145	4 (1)
(株)長崎ファーム	平戸養殖場他 (長崎県 平戸市)	飲食事業 及び 外販事業	養殖他設備 一式	2,526	89	19,216	1,220	3,383 (7,261)	26,435	2 (0)
合 計				17,427	151	25,398	1,220	3,383 (7,261)	47,581	6 (1)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃料(千円)
(株)長崎ファーム	集配センター (東京都江東区)	飲食事業及び 外販事業	塩浜センター	9,723

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的にグループ会社各社が個別に策定しておりますが、当社管理本部にて最終調整を行ったうえで、当社取締役会において承認しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修  
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,751,500	8,764,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	8,751,500	8,764,500		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。  
2. 提出日現在発行数には、平成28年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成20年12月24日定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,480(注1)	同左(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,000(注2,5)	同左(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	227(注3,5)	同左(注3,5)
新株予約権の行使期間	自平成23年12月18日 至平成30年12月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 227 資本組入額 114 (注5)	同左 (注5)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>権利行使期間満了前に新株予約権者である当社の取締役または監査役が死亡した場合には、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし再承継はできない。新株予約権者である当社の従業員が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左(注4)

(注) 1. 平成20年12月24日の定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会において決議され、当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員73名及び社外協力者1名に対して2,515個の新株予約権を付与しましたが、退職及び権利行使に伴い平成28年9月30日現在及び平成28年11月30日現在で1,480個となっております。

2. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併または新設合併を行いもしくは株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調節されるものとする。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
    - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a. 記載の資本金等の増加限度額から同a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項
    - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - b. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - c. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成25年9月24日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,040(注1)	910(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000(注2,5)	91,000(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	229(注3,5)	同左(注3,5)
新株予約権の行使期間	自平成28年9月27日 至平成34年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 229 資本組入額 115 (注5)	同左 (注5)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左(注4)

(注) 1. 平成24年12月25日の定時株主総会特別決議に基づく平成25年9月24日取締役会において決議され、当社取締役2名、当社従業員63名、当社子会社取締役2名に対して1,210個の新株予約権を付与しましたが、退職に伴い平成28年9月30日現在で1,040個となっており、平成28年11月30日現在で権利行使に伴い910個となっております。

2. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
    - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.に記載の資本金等の増加限度額から同a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成26年8月19日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	926(注1)	906(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,600(注2)	90,600(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	394(注3)	同左(注3)
新株予約権の行使期間	自平成31年8月29日 至平成35年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 394 資本組入額 197	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左(注4)

- (注) 1. 平成25年12月25日の定時株主総会特別決議に基づく平成26年8月19日取締役会において決議され、当社取締役3名、当社従業員69名、当社子会社取締役2名及び社外協力者2名に対して1,081個の新株予約権を付与しましたが、退職に伴い平成28年9月30日現在で926個、平成28年11月30日現在で906個となっております。
2. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - a. 新株予約権により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.に記載の資本金等の増加限度額から同a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成27年12月22日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	900(注1)	885(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注2)	88,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	808(注3)	同左(注3)
新株予約権の行使期間	自平成32年12月24日 至平成36年12月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 808 資本組入額 404	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左(注4)

(注) 1. 平成26年12月25日の定時株主総会特別決議に基づく平成27年12月22日取締役会において決議され、当社取締役4名、当社従業員41名に対して913個の新株予約権を付与しましたが、退職に伴い平成28年9月30日現在で900個、平成28年11月30日現在で885個となっております。

2. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - a. 新株予約権により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a. 記載の資本金等の増加限度額から同a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成27年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成28年8月16日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,034(注1)	同左(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,400(注2)	同左(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,156(注3)	同左(注3)
新株予約権の行使期間	自平成33年9月7日 至平成37年9月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,156 資本組入額 578	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合並びにその他取締役会決議が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>この他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左(注4)

(注) 1. 平成27年12月25日の定時株主総会特別決議に基づく平成28年8月16日取締役会において決議され、当社取締役5名、当社従業員109名、当社子会社取締役1名及び社外協力者3名に対して2,034個の新株予約権を付与し、平成28年9月30日現在及び平成28年11月30日現在で2,034個となっております。

2. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式数を次の算式により調整する。調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - a. 新株予約権により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a. 記載の資本金等の増加限度額から同a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成24年9月30日(注)1	1,220	86,340	3,390	472,190	3,390	374,190
平成24年10月1日～ 平成25年9月30日(注)1	35	86,375	105	472,295	105	374,295
平成25年10月1日(注)2	8,551,125	8,637,500		472,295		374,295
平成25年10月1日～ 平成26年9月30日(注)1	3,000	8,640,500	511	472,806	511	374,806
平成26年10月1日～ 平成27年9月30日(注)1	93,500	8,734,000	4,220	477,026	4,220	379,026
平成27年10月1日～ 平成28年9月30日(注)1	17,500	8,751,500	1,578	478,605	1,578	380,605

(注) 1. 新株予約権行使に伴う新株発行によるものであります。

2. 平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、1株につき100株の割合をもって分割致しました。

3. 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が13,000株、資本金が2,157千円及び資本準備金が2,157千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		16	14	61	17		4,077	4,185	
所有株式数 (単元)		3,191	111	31,922	192		52,095	87,511	400
所有株式数 の割合(%)		3.7	0.1	36.5	0.2		59.5	100.0	

(注) 1. 自己株式87,607株は、「個人その他」に876単元、「単元未満株式の状況」に7株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社なにわ	東京都新宿区大久保 2 - 21 - 15	3,050,000	34.9
坂本 大地	東京都新宿区	1,375,200	15.7
東京一番フーズ従業員持株会	東京都新宿区新宿 5 - 6 - 1	93,600	1.1
アサヒビール(株)	東京都墨田区吾妻橋 1 - 23 - 1	78,500	0.9
坂本 洋平	東京都新宿区	72,500	0.8
良川 忠必	東京都新宿区	70,000	0.8
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	69,200	0.8
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口3)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	49,900	0.6
関根 弘良	埼玉県越谷市	46,300	0.5
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	39,100	0.4
計		4,944,300	56.5

(注) 1 . 上記の他、自己株式が87,607株(1.0%)あります。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 87,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,663,500	86,635	
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	8,751,500		
総株主の議決権		86,635	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)東京一番フーズ	東京都新宿区新宿 五丁目6番1号	87,600		87,600	1.0
計		87,600		87,600	1.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成20年12月24日定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議

会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを、平成20年12月24日定時株主総会に基づく平成21年12月4日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社監査役3、当社従業員73、社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成24年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成25年9月24日取締役会決議

会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役ならびに当社の従業員に対して新株予約権を発行することを、平成24年12月25日定時株主総会に基づく平成25年9月24日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社取締役4、当社従業員63
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成26年8月19日取締役会決議  
会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役、当社の従業員ならびに社外協力者に対して新株予約権を発行することを、平成25年12月25日定時株主総会に基づく平成26年8月19日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社取締役5、当社従業員69、社外協力者2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成26年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成27年12月22日取締役会決議  
会社法に基づき、当社の取締役、当社の従業員に対して新株予約権を発行することを、平成26年12月25日定時株主総会に基づく平成27年12月22日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社従業員41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成27年12月25日定時株主総会特別決議に基づく平成28年8月16日取締役会決議  
 会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役、当社の従業員ならびに社外協力者に対して新株予約権を発行することを、平成27年12月25日定時株主総会に基づく平成28年8月16日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年8月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社取締役6、当社従業員109、社外協力者3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成28年12月26日定時株主総会特別決議  
 ストックオプション制度の内容  
 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対して、新株予約権を無償で発行することを平成28年12月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成28年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者 なお、人数等の詳細につきましては今後開催予定の取締役会で決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	400,000株を上限とする（注1）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。（注2）
新株予約権の行使期間	割当日後5年を経過した日から4年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」から記載した内容と同様であります。

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載つきに同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (3) さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価格の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は告知する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は告知を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	43	24
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	87,607		87,607	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、顧客のニーズに基づいた適時な設備投資、人材採用のための内部留保の確保ひいては財務体質の強化に重点を置きつつ、経営成績及び財政状態を勘案しながら、成長に見合った配当を検討していく方針であります。

当連結会計年度は、利益面で厳しい決算ではありましたが、2016年4月27日に開示しました通期連結業績予想値を実績値が上回ったことから、予定どおり1株当たり1株当たり5円00銭の期末配当を実施することにいたしました。また、次期の配当につきましても、1株につき期末配当金5円00銭を予定しております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、取締役会決議により、毎年3月31日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後におきましても、業績結果及び財務状況等の水準を十分に勘案した上で、利益配当の継続的实施に向けて取り組んでまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年12月26日 定時株主総会決議	43	5

### 4 【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
最高(円)	20,500	28,600 2 269	366	657 1 1,141	683
最低(円)	16,500	18,320 2 237	245	312 1 570	479

(注) 1. 最高・最低株価は、平成27年5月29日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、第17期の最高・最低のうち、1は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 株式分割(平成25年10月1日、1株 100株)による権利落後の株価であります。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	576	524	550	567	563	582
最低(円)	498	485	515	531	520	556

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 ( 役員のうち女性の比率11.1% )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		坂本大地	昭和42年12月19日生	平成2年11月 平成8年10月 平成10年10月 平成11年9月 平成12年9月 平成13年12月	ふぐ料理店開業に参画 とらふぐ亭開業 (有)東京一番フーズ(現当社)設立 取締役就任 同社代表取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任) (有)新宿活魚(現 ㈱長崎ファーム) 取締役就任(現任)	(注)3	1,375,200
常務取締役		岩成和子	昭和24年4月1日生	昭和47年4月 昭和48年4月 平成8年4月 平成21年11月 平成25年12月 平成27年12月 平成28年12月 平成28年12月	㈱インテック入社 財団法人流通経済研究所入所 東京水産大学(現 東京海洋大学) 助教授就任 当社入社、執行役員システム部長 就任 マーケティング担当部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任(現任) ㈱長崎ファーム監査役就任(現任)	(注)3	5,000
取締役	商品本部長 兼外販事業 部長	良川忠必	昭和50年12月26日生	平成6年10月 平成10年10月 平成16年1月 平成18年3月 平成21年6月 平成22年12月 平成26年11月	ふぐ料理店に就職 (有)東京一番フーズ(現当社)入社 (有)新宿活魚(現 ㈱長崎ファーム) 取締役就任 同社代表取締役社長就任(現任) 当社執行役員就任 当社取締役商品本部長兼外販事業 部長就任(現任) ㈱食縁取締役就任(現任)	(注)3	70,000
取締役		河原庸仁	昭和40年11月30日生	平成13年7月 平成14年4月 平成20年6月 平成21年4月 平成24年5月 平成25年12月	㈱リンク・ワン 代表取締役専務 就任 同社代表取締役社長就任 河原庸仁事務所 開所 代表就任 ㈱T&K Management systems 設立 取締役就任 同社代表取締役社長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役		平野秀樹	昭和24年1月11日生	昭和46年4月 平成14年3月 平成16年4月 平成20年6月 平成27年12月	日興証券(現 S M B C 日興証券 (株))入社 同社常務取締役第一エリア担当 日興企業(株)取締役社長就任 当社常勤監査役就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	5,000
取締役		島宏一	昭和32年12月5日生	昭和58年5月 平成20年4月 平成22年6月 平成24年10月 平成28年9月 平成28年9月 平成28年12月	㈱日本リクルートセンター(現 ㈱ リクルートホールディングス)入社 ㈱リクルートメディアコミュニ ケーションズ(現㈱リクルートコ ミュニケーションズ)代表取締役 社長就任 ㈱リクルート常勤監査役就任 ㈱リクルートホールディングス常 勤監査役就任 グリー(株)監査役(現任) ㈱リグア取締役(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		清水 健一	昭和29年11月30日生	昭和52年4月 平成18年2月 平成22年3月 平成23年4月 平成26年12月 平成27年12月 平成28年4月	日興証券(株)(現 S M B C 日興証券(株))入社 同社常務取締役 第四総合法人本部長就任 同社専務執行役員 西日本法人本部長就任 日興ビジネスシステムズ(株) 取締役社長就任 当社顧問就任 当社常勤監査役就任(現任) (株)イムラ封筒監査役就任(現任)	(注)4	8,100
監査役		福間 智人	昭和46年12月24日生	平成17年10月 平成17年10月 平成18年8月 平成23年9月 平成23年9月 平成23年10月 平成24年12月	弁護士登録(第二東京弁護士会) TMI総合法律事務所入所 中田総合法律事務所入所 福間・三和法律事務所(現 福間智人法律事務所)設立 代表就任(現任) (株)ネクサス監査役就任(現任) (株)チャイルドピース監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	
監査役		松田 賢一郎	昭和40年8月11日生	平成元年10月 平成12年4月 平成18年3月 平成19年3月 平成24年12月 平成27年12月	中央監査法人入所 公認会計士松田賢一郎事務所設立 代表就任(現任) 当社監査役就任 (株)JBAホールディングス取締役就任(現任) 当社監査役退任 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計							1,463,300

- (注) 1. 取締役河原庸仁、取締役平野秀樹及び取締役島宏一氏は、社外取締役であります。諸氏は(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役清水健一、監査役福間智人及び監査役松田賢一郎は、社外監査役であります。諸氏は(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。
3. 平成28年12月26日開催の定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成27年12月25日開催の定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成28年12月26日開催の定時株主総会終結の時から平成32年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### a. 企業統治の体制の概要

当社は大幅な権限委譲により迅速かつ確かな経営判断や業務執行を行うことができる自立した人材を育成することが、急速に変化する事業環境の中で、当社が中長期的な成長をするための必須条件であると考えております。このような企業文化において、大幅な権限委譲により行われる業務執行を監督し、経営の効率性、透明性、健全性及び遵法性の確保を図ることで、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得していくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

#### イ. 会社の機関の内容

##### ・取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会を毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催することによって都度変化する状況に的確かつ迅速な経営判断を下せるよう、努めております。

##### ・監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。当社の監査役は定時、臨時取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行に対する具体的な意見を陳述するとともに、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制としております。

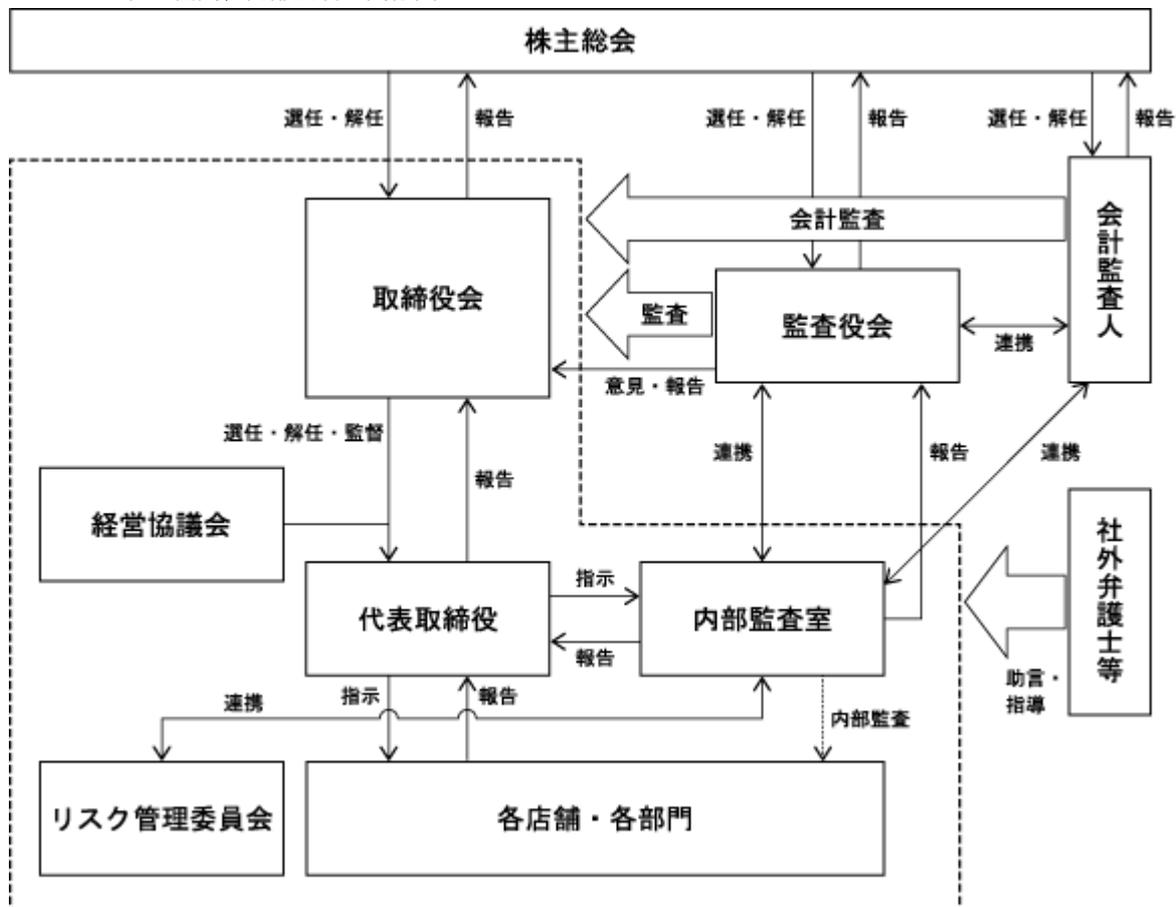
##### ・経営協議会

経営協議会は、当社役員及び執行役員を参加メンバーとして、予算計画や計画達成のための施策について協議を行い、機動的な意思決定を迅速に行うことに努めております。

##### ・リスク管理委員会

リスク管理委員会は、取締役を含めた各部門長で構成されております。定期的に年2回開催し、その他必要に応じて開催し、当社の損失の危険に関する審議を行い、徹底したリスクの洗い出しを行っております。

#### ロ. 会社の機関、内部統制の関係図



#### 八．社外役員の責任限定契約

社外役員が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、社外役員との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めこれを締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### b．企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役を含めた経営管理体制をとっておりますが、当体制が経営監視機能として有効であり、また当社の業務執行の観点からも、現状の監査体制が最適であると判断し、当体制を採用しております。

#### c．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の透明性・遵法性を確保するために、以下のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備に努めております。

#### イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催する。
- ・「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
- ・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視を行う。
- ・社長直轄の内部監査室を設け、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ・社会規範・業界規範・社内規範等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともにコンプライアンス体制を確立する。

#### ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
- ・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

#### ハ．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を年2回開催し、徹底したリスクの洗い出しを行う。
- ・内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査役及び取締役会に報告する。
- ・また、リスクが顕在化した場合には、対応マニュアルに基づき、迅速且つ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

#### ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営に関する重要事項については、「経営協議会」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議・報告を行う。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

#### ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する統制体制を整備するとともに、業務活動における支援を行う。
- ・子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- ・子会社の代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告を行う。
- ・当社内部監査室は、必要に応じて会計監査及び業務監査を実施する。

#### ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これを置くこととする。

#### ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役会の直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

#### チ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- ・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受ける。

- ・取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ・監査役は、内部監査室より、内部監査状況について報告を受ける。
- リ．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。
  - ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行う。
- ヌ．反社会的勢力排除のための体制
- ・社員に対して行っている研修において、反社会的勢力及び団体への対応のあり方を指導している。

d．リスク管理体制について

当社は、取締役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を定期的で開催しております。店舗につきましては、食品の定期的な衛生検査をはじめ手洗いの徹底、アルコール消毒等の実施による食中毒の防止等、予防対処を行っております。

また、法律顧問として弁護士と契約しており、日常発生する法律問題全般に対して指導・助言を受けられる体制を整えております。なお、会計監査人及び顧問弁護士とは、人的・資本的な取引関係やその他の利害関係はありません。

内部監査及び監査役監査の状況

a．内部監査

社長直属の内部監査室を配置しております。内部監査にあたっては業務執行状況及びコンプライアンスの状況確認のため、全ての部門及び子会社を対象に、内部監査規程に基づき実効性の高い監査を実施しております。監査役監査との連携は、1年に2回、常勤監査役と事前に重点チェック項目を設定し、店舗業務監査に同行し、店舗の課題を共有しております。また、6か月毎に監査役会で店舗及び管理部門の監査結果及びリスク管理の状況について報告し、助言を受けるほか、内部統制監査、決算の往査状況及び潜在的な課題について、監査役会に報告し、意見交換を行っております。会計監査人との連携は、内部統制監査の往査時に現状及び潜在的な課題について、四半期毎に意見交換しており、必要に応じて、リスクコントロールマネジメントを改善しております。

b．監査役監査

監査役会は、内部監査部門及び会計監査人と、情報交換・意見交換を行うため、定期的な報告会を開催するなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。内部監査との連携は、店舗及び管理部門の監査結果、リスク管理状況、監査法人の内部統制監査及び決算状況について報告を受けております。会計監査人との連携は、往査時に当社の現状及び潜在的な課題について報告を受けております。なお、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、常勤監査役には、証券会社での豊富な経験と高い見地を有する者を選任し、2名の非常勤監査役には、弁護士、会計士を選任し、それぞれ専門家としての豊富な知識と経験から監査する体制を整備しております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社では社外取締役3名、社外監査役を3名選任しております。

その理由としては、3名の社外取締役によって客観的な経営の監督機能が発揮され、3名の社外監査役による客観的・中立的な監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されるものと判断しているためです。

社外取締役 河原庸仁氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般の助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与いただくことを期待しております。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏は当社とコンサルティング取引関係にあるT&K Management Systemsの代表取締役を兼務しております。当社と同氏との間には、それ以外の人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役 平野秀樹氏は、平成20年6月に当社社外監査役に就任し、適切かつ有益な意見や指摘をなされてきました。また、長年にわたり元日興コーディアル証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)の幹部として従事された経験を活かし、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の開示すべき利害関係はありません。

社外取締役 島宏一氏は、平成28年7月から当社顧問に就任し、適切かつ有益な意見や指摘をなされてきました。また、長年にわたり(株)リクルートホールディングス及び同グループ会社の幹部・役員として従事された経験を活かし、当社の経営管理全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の開示すべき利害関係はありません。

社外監査役 清水健一氏は、平成26年12月8日から平成27年12月7日まで従事していただいた当社の顧問としての実績や、長年にわたり元日興コーディアル証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)の幹部として従事された経験を活かし、コーポレートアクションの妥当性の検証、また取締役会の意思決定の妥当性・適正性の検証を、社外監査役として経営陣から独立した立場で、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の開示すべき利害関係はありません。

社外監査役 福間智人氏は、福間智人法律事務所代表を兼任しており、弁護士としての豊富な知見を有し、中立的な見地から監査業務を執行しております。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の開示すべき利害関係はありません。

社外監査役 松田賢一郎氏は、平成18年3月から平成24年12月まで当社の社外監査役を歴任されたこと、また、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識・豊富な経験に基づく見地から、社外監査役として当社の経営全般に対して指導及び監査いただけると判断したものであります。当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立性要件を充足するものとして同所に独立役員として届け出ております。同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の開示すべき利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役の選任状況は、当社の現状の経営規模からみて適正であると判断しております。また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議体へ出席し、積極的な助言・提言を行うと共に、内部監査、会計監査及び監査役監査との間で意見交換を実施、連携しております。さらに、内部統制部門から店舗及び管理部門の業務監査の結果と監査法人の内部統制監査及び決算の往査状況等について報告を受け、内部統制体制の強化と経営の健全化並びにリスクの管理強化に努めております。

役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	49,749	46,075	3,674			4
監査役 (社外監査役を除く)	510	510				1
社外役員	17,758	17,390	368			5

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定

取締役及び監査役の報酬の額については、株主総会で承認された限度内で算定しております。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 80,672千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

保有目的が純投資目的以外の目的である上場株式は保有しておりません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 三澤幸之助、東葎新

なお、継続関与年数は全員7年以内のため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名

その他 5名

当社の定款における規定

a．取締役の定数について

当社の取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

b．取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の任期は1年間であります。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

d．自己の株式の取得

当社は経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

e．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

f．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

g．社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	1,350	19,500	
連結子会社				
計	19,500	1,350	19,500	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレターの作成業務に対する対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査時間等を勘案し、監査法人と協議したうえで決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。「以下財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、監査法人等の外部の専門機関が主催するセミナーへの参加や、機関紙の購読等情報収集を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,093,664	617,081
売掛金	83,434	224,558
仕掛品	123,954	263,639
原材料	36,881	42,897
繰延税金資産	18,440	13,997
その他	75,404	144,394
流動資産合計	1,431,780	1,306,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,289,692	1,290,189
減価償却累計額	1,117,245	1,136,640
建物及び構築物(純額)	172,446	153,549
機械装置及び運搬具	18,450	19,247
減価償却累計額	17,231	17,838
機械装置及び運搬具(純額)	1,219	1,408
工具、器具及び備品	312,120	340,202
減価償却累計額	284,439	294,822
工具、器具及び備品(純額)	27,680	45,379
土地	147,365	147,365
有形固定資産合計	348,712	347,702
無形固定資産		
ソフトウェア	386	101
無形固定資産合計	386	101
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	80,672
敷金及び保証金	340,897	340,806
長期貸付金	-	3,000
破産更生債権等	21,478	21,478
貸倒引当金	21,478	24,477
その他	27,856	22,943
投資その他の資産合計	388,754	444,422
固定資産合計	737,852	792,226
資産合計	2,169,633	2,098,795

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	85,916	119,525
未払金	107,692	147,881
未払法人税等	69,472	437
賞与引当金	15,954	9,760
その他	106,786	62,431
流動負債合計	385,821	340,035
固定負債		
その他	17,705	12,162
固定負債合計	17,705	12,162
負債合計	403,526	352,197
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	477,026	478,605
資本剰余金	379,026	380,605
利益剰余金	912,800	890,696
自己株式	30,357	30,382
株主資本合計	1,738,497	1,719,524
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	7,548
その他の包括利益累計額合計	-	7,548
新株予約権	27,609	34,621
純資産合計	1,766,106	1,746,597
負債純資産合計	2,169,633	2,098,795

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	3,816,115	3,852,637
売上原価	1,258,231	1,501,024
売上総利益	2,557,883	2,351,613
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	589,352	658,531
雑給	244,984	229,503
賞与引当金繰入額	15,954	9,760
広告宣伝費	16,568	30,543
販売促進費	14,636	10,042
地代家賃	418,142	418,872
減価償却費	30,083	27,421
その他	912,476	948,008
販売費及び一般管理費合計	2,242,197	2,332,683
営業利益	315,686	18,929
営業外収益		
受取利息	528	324
協賛金収入	8,434	8,880
受取家賃	4,379	3,829
債務勘定整理益	1,376	816
受取保険金	7,581	6,228
その他	8,018	3,975
営業外収益合計	30,317	24,054
営業外費用		
支払利息	-	0
貸倒引当金繰入額	-	2,999
その他	105	427
営業外費用合計	105	3,428
経常利益	345,898	39,555
特別利益		
新株予約権戻入益	170	-
特別利益合計	170	-
特別損失		
固定資産除却損	249	401
特別損失合計	249	401
税金等調整前当期純利益	345,819	39,153
法人税、住民税及び事業税	121,635	13,582
法人税等調整額	4,142	4,442
法人税等合計	125,777	18,025
当期純利益	220,041	21,127
親会社株主に帰属する当期純利益	220,041	21,127

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益	220,041	21,127
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	7,548
その他の包括利益合計	-	7,548
包括利益	220,041	13,579
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	220,041	13,579

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	472,806	374,806	692,759	30,357	1,510,014	-	-	23,683	1,533,697
当期変動額									
新株の発行	4,220	4,220	-	-	8,441	-	-	-	8,441
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	220,041	-	220,041	-	-	-	220,041
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	3,926	3,926
当期変動額合計	4,220	4,220	220,041	-	228,483	-	-	3,926	232,409
当期末残高	477,026	379,026	912,800	30,357	1,738,497	-	-	27,609	1,766,106

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	477,026	379,026	912,800	30,357	1,738,497	-	-	27,609	1,766,106
当期変動額									
新株の発行	1,578	1,578	-	-	3,156	-	-	-	3,156
自己株式の取得	-	-	-	24	24	-	-	-	24
剰余金の配当	-	-	43,232	-	43,232	-	-	-	43,232
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	21,127	-	21,127	-	-	-	21,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	7,548	7,548	7,011	536
当期変動額合計	1,578	1,578	22,104	24	18,972	7,548	7,548	7,011	19,509
当期末残高	478,605	380,605	890,696	30,382	1,719,524	7,548	7,548	34,621	1,746,597

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	345,819	39,153
減価償却費	33,525	33,896
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	2,999
賞与引当金の増減額（は減少）	1,346	6,194
受取利息及び受取配当金	528	324
支払利息	-	0
受取保険金	7,581	6,228
固定資産除却損	249	401
新株予約権戻入益	170	-
売上債権の増減額（は増加）	16,472	141,123
たな卸資産の増減額（は増加）	34,114	145,701
仕入債務の増減額（は減少）	28,863	33,608
その他	9,083	26,684
小計	357,329	216,195
利息及び配当金の受取額	528	324
利息の支払額	-	0
保険金の受取額	7,581	6,228
法人税等の支払額	167,963	127,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,474	336,725
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	-	30,000
有形固定資産の取得による支出	74,425	22,486
投資有価証券の取得による支出	-	68,220
貸付けによる支出	-	2,827
貸付金の回収による収入	528	528
敷金の差入による支出	2,741	2,877
敷金の回収による収入	35,850	2,296
出資金の払込による支出	5,000	-
長期前払費用の取得による支出	12,055	6,621
その他	-	527
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,843	69,680
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	6,904	2,302
自己株式の取得による支出	-	24
配当金の支払額	-	42,455
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,904	40,178
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	146,536	446,583
現金及び現金同等物の期首残高	887,128	1,033,664
現金及び現金同等物の期末残高	1,033,664	587,081

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名

(株)長崎ファーム

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)長崎ファームの決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

原材料・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～33年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

ハ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- (分類2) に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結損益計算書関係)

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
車両運搬具	249千円	千円
工具、器具及び備品	千円	401千円

## (連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
その他有価証券評価差額金				
当期発生額		千円		7,548千円
組替調整額		千円		千円
税効果調整前		千円		7,548千円
税効果額		千円		千円
その他有価証券評価差額金		千円		7,548千円
その他の包括利益合計		千円		7,548千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,640,500	93,500		8,734,000
自己株式				
普通株式	87,564			87,564

(注) 発行済株式の増加93,500株は新株予約権行使に伴う新株発行による増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						27,609
	合計						27,609

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,232	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月28日

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	8,734,000	17,500		8,751,500
自己株式				
普通株式(注2)	87,564	43		87,607

(注) 1. 発行済株式の増加17,500株は新株予約権行使に伴う新株発行による増加であります。

2. 自己株式の増加43株は単元未満株式買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						34,621
合計							34,621

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月25日 定時株主総会	普通株式	43,232	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,319	5.00	平成28年9月30日	平成28年12月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	1,093,664千円	617,081千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	60,000千円	30,000千円
現金及び現金同等物	1,033,664千円	587,081千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、運転資金、設備投資資金は、自己資金で賄い、必要な資金が生じた場合には、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金については、主に、店舗賃借取引に伴う差入保証金であり、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は支払までの期間はおおむね短期であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,093,664	1,093,664	
(2) 売掛金	83,434	83,434	
(3) 敷金及び保証金	340,897	340,572	324
資産計	1,517,996	1,517,672	324
(1) 買掛金	85,916	85,916	
(2) 未払金	107,692	107,692	
(3) 未払法人税等	69,472	69,472	
負債計	263,081	263,081	

当連結会計年度(平成28年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	617,081	617,081	
(2) 売掛金	224,558	224,558	
(3) 敷金及び保証金	340,806	340,806	
資産計	1,182,446	1,182,446	
(1) 買掛金	119,525	119,525	
(2) 未払金	147,881	147,881	
(3) 未払法人税等	437	437	
負債計	267,843	267,843	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率ゼロとして算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
非上場株式	20,000	80,672

当該株式については市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	1,093,664			
(2) 売掛金	83,434			
合計	1,177,099			

敷金及び保証金については、現時点において償還予定が確定したものがいないため、記載しておりません。

当連結会計年度(平成28年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	617,081			
(2) 売掛金	224,558			
合計	841,639			

敷金及び保証金については、現時点において償還予定が確定したものがいないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成27年9月30日)

投資有価証券(貸借対照表計上額 20,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(平成28年9月30日)

投資有価証券(貸借対照表計上額 80,672千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の その他	5,633千円	7,865千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	170千円	千円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成21年12月4日取締役会決議 ストック・オプション	平成25年9月24日取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員73名及び社外協力者1名	当社及び当社子会社取締役4名、当社従業員63名
ストック・オプション数(注)	普通株式 148,000株	普通株式 104,000株
付与日	平成21年12月18日	平成25年9月27日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合ならびにその他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役及び従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合ならびにその他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	平成21年12月18日～平成23年12月17日	平成25年9月27日～平成28年9月26日
権利行使期間	平成23年12月18日～平成30年12月23日	平成28年9月27日～平成34年9月26日

	平成26年8月19日取締役会決議 ストック・オプション	平成27年12月22日取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社取締役5名、当社従業員69名、社外協力者2名	当社取締役4名、当社従業員41名
ストック・オプション数(注)	普通株式 92,600株	普通株式 90,000株
付与日	平成26年8月29日	平成27年12月24日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役及び従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合ならびにその他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役及び従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合ならびにその他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	平成26年8月29日～平成31年8月28日	平成27年12月24日～平成32年12月23日
権利行使期間	平成31年8月29日～平成35年8月28日	平成32年12月24日～平成36年12月23日

	平成28年8月16日取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社取締役6名、当社従業員109名、社外協力者3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 203,400株
付与日	平成28年9月6日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役及び従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合ならびにその他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	平成28年9月6日～平成33年9月5日
権利行使期間	平成33年9月7日～平成37年9月6日

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割及び平成25年10月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行ったため、分割考慮後の株式数にて記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年3月13日臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成21年12月4日臨時株主総会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	14,000	155,500
権利確定	-	-
権利行使	10,000	7,500
失効	4,000	-
未行使残	-	148,000
	平成25年9月24日取締役会決議 ストック・オプション	平成26年8月19日取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	106,000	98,600
付与	-	-
失効	2,000	6,000
権利確定	104,000	-
未確定残	-	92,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	104,000	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	104,000	-

	平成27年12月22日取締役会決議 ストック・オプション	平成28年 8月16日取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	91,300	203,400
失効	1,300	-
権利確定	-	-
未確定残	90,000	203,400
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割及び平成25年10月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行ったため、分割後の株数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	平成18年3月13日臨時株主総会決議 ストック・オプション	平成21年12月4日取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	60	227
行使時平均株価 (円)	607	592
公正な評価単価(付与日) (円)		114

	平成25年9月24日取締役会決議 ストック・オプション	平成26年8月19日取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	229	394
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	103	121

	平成27年12月22日取締役会決議 ストック・オプション	平成28年8月16日取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	808	1,156
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	155	82

(注) 平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割及び平成25年10月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を行ったため、分割後の株数に換算して記載しております。

#### 4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

平成27年12月22日取締役会決議におけるストック・オプション

株価変動性 (注) 1	35.443%
予想残存期間 (注) 2	7年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.071%

(注) 1. 7年間(平成20年12月から平成27年12月まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使したものと推定して見積もっております。

3. 平成26年9月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

平成28年8月16日取締役会決議におけるストック・オプション

株価変動性	(注) 1	35.514%
予想残存期間	(注) 2	7年
予想配当	(注) 3	5円/株
無リスク利率	(注) 4	0.164%

(注) 1. 7年間(平成21年8月から平成28年8月まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使したものとして推定して見積もっております。

3. 平成27年9月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

#### 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
未払費用	3,240千円	2,506千円
減損損失	33,390千円	24,539千円
賞与引当金	5,274千円	3,011千円
未払事業税	1,510千円	1,871千円
株式報酬費用	9,127千円	10,696千円
その他	9,034千円	8,823千円
繰延税金資産小計	61,577千円	51,449千円
評価性引当額	43,137千円	37,451千円
繰延税金資産合計	18,440千円	13,997千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注記 を省略しております。	33.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目		22.2
評価性引当額の増減		14.5
住民税均等割		15.9
税率変更による繰延税金資産の減額修正		2.9
その他		13.4
税効果適用後の法人税等の負担率		46.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15条)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までに回収または支払が見込まれる一時差異については従来の33.06%から30.86%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としており、その他に外販事業等を行っております。外販事業等の売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

飲食事業の外部顧客への売上高が連結財務諸表の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上に該当するものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

飲食事業の外部顧客への売上高が連結財務諸表の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上に該当するものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	201.07円	197.60円
1株当たり当期純利益金額	25.65円	2.44円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24.89円	2.39円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	220,041	21,127
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	220,041	21,127
普通株式の期中平均株式数(株)	8,577,644	8,659,260
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	261,496	175,597
(うち新株予約権(株))	(261,496)	(175,597)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に 含まれなかった潜在株式の概要		平成27年12月22日取締役会決議ストック・オプション(新株予約権の数900個)及び平成28年8月16日取締役会決議ストックオプション(新株予約権の数2,034個)

## (重要な後発事象)

1. 当社は、平成28年10月20日開催の取締役会において、下記のとおり米国に子会社を設立することを決議いたしました。

子会社設立の目的

米国において飲食関連事業を展開する拠点として、米国に当社全額出資の子会社を設立いたしました。

子会社の概要

(1)商号	ICHIBAN FOODS Inc.
(2)所在地	122EST 42Street, Suite 2515 New York, NY 10168
(3)代表者	坂本 大地(当社代表取締役社長)
(4)主な事業内容	米国における飲食関連事業の展開
(5)資本金	20千米ドル
(6)設立年月日	平成28年10月21日
(7)出資比率	当社100%

2. 当社は平成28年12月26日開催の第18回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

この内容の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,334,566	2,603,057	3,181,035	3,852,637
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	245,443	431,166	248,005	39,153
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	151,497	263,605	152,301	21,127
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	17.52	30.46	17.59	2.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額又は 1株当たり四半期純 損失金額( ) (円)	17.52	12.94	12.85	15.14

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,060,532	577,331
売掛金	68,542	76,890
原材料	24,796	17,645
前払費用	49,847	48,437
関係会社短期貸付金	5,062	185,000
繰延税金資産	17,921	13,829
その他	<sup>1</sup> 16,595	<sup>1</sup> 54,822
流動資産合計	1,243,297	973,956
固定資産		
有形固定資産		
建物	151,675	136,122
車両運搬具	70	35
工具、器具及び備品	10,110	19,981
土地	143,982	143,982
有形固定資産合計	305,839	300,120
無形固定資産		
ソフトウェア	386	101
無形固定資産合計	386	101
投資その他の資産		
投資有価証券	-	60,672
関係会社株式	12,684	12,684
長期貸付金	-	3,000
関係会社長期貸付金	100,000	190,000
敷金及び保証金	337,830	337,976
貸倒引当金	-	2,999
その他	26,613	21,902
投資その他の資産合計	477,128	623,236
固定資産合計	783,354	923,458
資産合計	2,026,652	1,897,415

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1 111,987	1 94,275
未払金	145,988	146,195
未払費用	13,560	10,707
未払法人税等	62,805	437
預り金	39,008	34,550
賞与引当金	15,186	9,260
その他	8,655	7,721
流動負債合計	397,191	303,148
固定負債		
その他	17,705	12,162
固定負債合計	17,705	12,162
負債合計	414,896	315,310
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	477,026	478,605
資本剰余金		
資本準備金	379,026	380,605
資本剰余金合計	379,026	380,605
利益剰余金		
利益準備金	-	4,323
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	758,449	721,880
利益剰余金合計	758,449	726,203
自己株式	30,357	30,382
株主資本合計	1,584,146	1,555,031
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	7,548
評価・換算差額等合計	-	7,548
新株予約権	27,609	34,621
純資産合計	1,611,755	1,582,104
負債純資産合計	2,026,652	1,897,415

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	3,455,170	3,407,220
売上原価	1 1,133,677	1 1,218,163
売上総利益	2,321,493	2,189,056
販売費及び一般管理費	1, 2 2,102,869	1, 2 2,186,555
営業利益	218,623	2,501
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 1,875	1 2,570
受取保険金	7,581	665
協賛金収入	8,434	8,880
経営指導料	8,334	10,216
その他	6,121	6,635
営業外収益合計	32,346	28,968
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	-	2,999
その他	104	422
営業外費用合計	104	3,422
経常利益	250,865	28,047
特別利益		
新株予約権戻入益	170	-
特別利益合計	170	-
特別損失		
固定資産除却損	-	401
特別損失合計	-	401
税引前当期純利益	251,036	27,645
法人税、住民税及び事業税	91,746	12,568
法人税等調整額	4,379	4,091
法人税等合計	96,125	16,659
当期純利益	154,910	10,985

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金			評価・ 換算差 額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	472,806	374,806	374,806	-	603,539	603,539	30,357	1,420,794	-	-	23,683	1,444,477
当期変動額												
新株の発行	4,220	4,220	4,220	-	-	-	-	8,441	-	-	-	8,441
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	154,910	154,910	-	154,910	-	-	-	154,910
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,926	3,926
当期変動額合計	4,220	4,220	4,220	-	154,910	154,910	-	163,352	-	-	3,926	167,278
当期末残高	477,026	379,026	379,026	-	758,449	758,449	30,357	1,584,146	-	-	27,609	1,611,755

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金			評価・ 換算差 額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	477,026	379,026	379,026	-	758,449	758,449	30,357	1,584,146	-	-	27,609	1,611,755
当期変動額												
新株の発行	1,578	1,578	1,578	-	-	-	-	3,156	-	-	-	3,156
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	24	24	-	-	-	24
剰余金の配当	-	-	-	4,323	47,555	43,232	-	43,232	-	-	-	43,232
当期純利益	-	-	-	-	10,985	10,985	-	10,985	-	-	-	10,985
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-	-	7,548	7,548	7,011	536
当期変動額合計	1,578	1,578	1,578	4,323	36,569	32,246	24	29,114	7,548	7,548	7,011	29,651
当期末残高	478,605	380,605	380,605	4,323	721,880	726,203	30,382	1,555,031	7,548	7,548	34,621	1,582,104

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～33年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 長期前払費用

均等償却

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

## (1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

## (2) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社に対する債権債務が次のとおり含まれています。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
短期金銭債権	1,030千円	1,753千円
短期金銭債務	84,435千円	67,765千円

## 2. 下記の会社の仕入先からの金銭債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
(株)長崎ファーム	1,998千円	3,054千円

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業取引高		
原材料仕入高	840,549千円	935,587千円
営業取引以外の取引高	9,704千円	12,469千円

## 2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次の通りです。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
給料及び手当	573,805千円	633,554千円
雑給	242,166千円	227,011千円
賞与引当金繰入額	15,186千円	9,260千円
地代家賃	407,396千円	407,558千円
減価償却費	20,387千円	20,642千円

## おおよその割合

販売費	1.5%	1.8%
一般管理費	98.5 "	98.2 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 12,684千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年9月30日)

投資有価証券(貸借対照表計上額 60,672千円)及び子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 12,684千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
未払費用	3,201千円	2,482千円
減損損失	33,390千円	24,539千円
賞与引当金	5,020千円	2,857千円
未払事業税	1,192千円	1,871千円
株式報酬費用	9,127千円	10,696千円
貸倒引当金	千円	925千円
その他	1,421千円	1,345千円
繰延税金資産小計	53,353千円	44,719千円
評価性引当額	35,431千円	30,889千円
繰延税金資産合計	17,921千円	13,829千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注記 を省略しております。	33.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目		31.4
評価性引当額の増減		16.4
住民税均等割		22.0
税率変更による繰延税金資産の減額修正		4.1
その他		13.8
税効果適用後の法人税等の負担率		60.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15条)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までに回収または支払が見込まれる一時差異については従来の33.06%から30.86%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成28年10月20日開催の取締役会において、下記のとおり米国に子会社を設立することを決議いたしました。

子会社設立の目的

米国において飲食関連事業を展開する拠点として、米国に当社全額出資の子会社を設立いたしました。

子会社の概要

(1)商号	ICHIBAN FOODS Inc.
(2)所在地	122EST 42Street, Suite 2515 New York, NY 10168
(3)代表者	坂本 大地(当社代表取締役社長)
(4)主な事業内容	米国における飲食関連事業の展開
(5)資本金	20千米ドル
(6)設立年月日	平成28年10月21日
(7)出資比率	当社100%

2. 当社は平成28年12月26日開催の第18回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

この内容の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	151,675	497		16,050	136,122	1,114,087
	車両運搬具	70			35	35	3,507
	工具、器具及び備品	10,110	14,294	152	4,271	19,981	219,054
	土地	143,982				143,982	
	計	305,839	14,791	152	20,357	300,120	1,336,649
無形固定資産	ソフトウェア	386			284	101	12,445
	計	386			284	101	12,445
投資その他の資産	長期前払費用	18,094	6,621		9,935	14,780	21,883
	計	18,094	6,621		9,935	14,780	21,883

- (注) 1. 建物の「当期増加額」欄の主な理由は魚の飯新橋店の空調取替工事によるものであります。  
2. 工具、器具及び備品の「当期増加額」欄の主な理由はPOSレジ更新によるものであります。  
3. 長期前払費用の「当期増加額」欄の主な理由は赤坂店等の更新料であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	15,186	9,260	15,186	9,260

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/ir/epnotice.html">http://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/ir/epnotice.html</a>
株主に対する特典	株主優待制度 1 贈呈基準 所有株式数 500株以上1,500株未満 株主様ご優待券1枚 所有株式数 1,500株以上2,500株未満 株主様ご優待券2枚 所有株式数 2,500株以上3,500株未満 株主様ご優待券3枚 所有株式数 3,500株以上4,500株未満 株主様ご優待券4枚 所有株式数 4,500株以上 株主様ご優待券5枚 2 優待内容 優待券1枚につき、下記のいずれか1点 泳ぎとらふぐコース 一人前 炭火焼ふぐ特別プラン(玄海) 一人前(期間限定) お米選手権国際大会受賞者生産米2kg パック(魚沼産コシヒカリ) 優待券2枚につき、 とらふぐ亭宅配「くつろぎ」セット(3~4人前) 3 対象 毎年3月31日、9月30日現在の株主の皆様を対象とさせていただきます。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第17期)(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)平成27年12月25日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年12月25日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第18期第1四半期)(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月9日関東財務局長に提出

(第18期第2四半期)(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成28年5月10日関東財務局長に提出

(第18期第3四半期)(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月9日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成27年12月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書及びその添付書類

平成28年8月16日関東財務局長に提出

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

平成28年9月6日関東財務局長に提出

平成28年8月16日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月26日

株式会社東京一番フーズ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	澤	幸之助	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	葭	新	印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京一番フーズの平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京一番フーズが平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月26日

株式会社東京一番フーズ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	澤	幸之助	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	葭	新	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。